

# 怨靈の幻影

—— 五大堂と撰関家藤原氏 ——

竹 居 明 男

## 一 法成寺の五大堂

撰関家藤原氏の全盛期を生きた藤原道長によって寛仁三年（一〇一九）から造営が始められた法成寺には、阿弥陀堂（無量寿院）以下、三昧堂・十齋堂・西北院・金堂・五大堂・薬師堂など多数の壮麗な堂舎が、方二町の敷地内に次々に営まれていった。残念ながら、その後の転変によって、建物、仏像、庭園等、この寺にあったすべての物は今や地上に姿をとどめてはいない。が、幸いにも当寺に関しては比較的豊富な文献史料が遺り、それらに基づいて従来から、多数の堂塔の配置復元が試みられ、またそれら諸堂宇の造営に具現された建立主体者藤原道長その人の信仰の様相も論じられてきている。<sup>1)</sup>

その所説の一つについては改めてここで繰り返さないが、小稿ではまず、法成寺中の多数の堂舎のうち、五大堂なる建物に注目することから始めたいと思う。

五大堂とは、改めて申すまでもなく、五大明王（五大尊とも）す

なわち不動・降三世・軍荼利・大威徳・金剛夜叉の各明王を安置する堂のことである。諸尊の安置については、不動明王を中央にして、他の四明王を四隅または四方に配する場合と、不動明王の左右に二尊ずつを配する場合とに大別され、かつ、文献等によって知られる実例に即せば、諸尊の位置についても様々の場合があったようである。<sup>2)</sup>

さて法成寺の場合、五大堂は金堂と共に治安二年（一〇二二）七月に落成、同月十四日に御齋会に准じた盛大な供養法会が営まれた。その規模については明らかではないが、内部には「彩色二丈不動尊、一丈六尺四大尊」<sup>3)</sup>が安置され、『栄花物語』には「仏を見奉れば、降三世・軍陀利は立ち給へり。大威徳・金剛夜叉・不動尊は、奥の方に居させ給へり」と記されている。

ところで、従来はこの法成寺五大堂に関しては「密教系統のもの」（肥後和男氏）、「密教関係の堂舎」（家永三郎氏）、「密教系統のもの」ないし「密教的性格」の堂舎（遠日出典氏）、「密教の系統に属する」（藤本佳男氏）などという性格分類がなされた上で、寺

内の他の諸堂宇との関係、ひいて法成寺伽藍の全体像にしめる位置づけが論じられるにとどまり、いまだ踏みこんだ論及が不足しているように思われる。

具体的にいふと、右の五大堂の建立目的について、供養願文中に明記されている。

為<sub>レ</sub>降<sub>二</sub>家門成<sub>一</sub>怨<sub>レ</sub>之<sub>レ</sub>怨<sub>レ</sub>靈<sub>也</sub>。

という一節のもつ思想的意味が——この一節そのものは注(1)記載の諸先学の多くによって引用または言及されているにもかかわらず——なお充分には注意されていないように思われるのである。

管見の限りでは、前記諸先学の中で、家永三郎氏が右の一節について「具体的には悪霊左府頭光父娘を対象としたと考へられる」と述べられ、また藤本佳男氏が「この怨霊とは、藤原顯密の娘延子であることは『小右記』に述べられているところから推察できる」と記されるにとどまるようである。

現存史料による限りは、願文中の「怨霊」が具体的に意味するものを確定することは困難と言わざるを得ないが、私じしんは右二氏のように、特定の一人ないし二人の人物のそれに必らずしも限定して考える必要はないように思うのである。なぜなら、いみじくも藤本佳男氏が別の箇所では「種々の亡霊に悩まされた道長」、また「道長にすれば、彼の一門繁栄のために犠牲になった人々の怨霊を仏力によって調伏することがどうしても必要であった」(傍点は竹居)と述べられている通りであり、その一例としては寛仁二年(一〇一八)閏四月に藤原道長が病氣になった時の一連の経過をあげることができよう。この時、道長にとりついた邪氣は、当初は二条相

府(藤原道兼)の靈に似ていると言われたが、同年五月初めの平復時には、三条院御靈の所為とのうわさもあったのである。

この一例をもつても、願文中の「怨霊」が必らずしも特定の、また、ごく少数のそれに限定しえないことが了解されると同時に、他方では、法成寺の場合、五大堂が単なる「密教系堂舎」という分類以上の、重要な意味をもっていたらしいことは推察にたたくない。もとより「真言衆徒等申云、(中略)五天尊是調服像也」とされ、総じて一切の諸魔を降伏しうる五大明王であるからには、ある意味では当然とも言えるが、その「諸魔」の中で、とくに怨霊の祟りが意識されていたことは、この際看過することはできないであろう。

ちなみに同様な建立目的を明言している五大堂の例は、さらに後ものながら洛東白河の法勝寺にある。この場合は、五間四面瓦葺の規模で、彩色二丈六尺の不動明王と丈六の四大尊が安置され、「降<sub>二</sub>伏<sub>一</sub>悪魔、消<sub>二</sub>散<sub>一</sub>怨霊」のためであった。

ところで、さきに寛仁二年閏四月時の道長の病氣にふれたが、なお一層興味深いのは、この時、大納言藤原公任が、按察使大納言藤原齊信の言として、『小右記』筆者小野宮実資に「御修法一壇甚無力由」を伝え、その結果、五壇法が修されて道長が平復を得たという事実である。五壇法は、言うまでもなく五大明王の壇を連ねて同時に修するものであり、ここにも、法成寺五大堂とのつながりを看取しうることはさほど困難ではない。ただし、その時の五壇法の道場は、その時期からしても当然ながら法成寺の五大堂ではなかつた。

では、どこか。『御堂関白記』『小右記』『左経記』などの記事によれば、その場所こそ道長の曾祖父忠平によって建立された法性寺の中の五大堂であったとみられる。しかもその五大堂は、その時から約十年余り前に、やはり藤原道長じしんによって建立されたものなのであった。以下、項を改めて次に法性寺の五大堂について述べていくことにしよう。

## 二 法性寺の五大堂

### (一) 藤原道長造営の五大堂

京都盆地の東南、稱荷山の北方に広大な寺域を誇った法性寺に、藤原道長が五大堂を建立しはじめたのは寛弘二年（一〇〇五）十二月のことであった。

法性寺には、創建以後、天曆元年（九四七）四月十三日に僧房に火あり（『日本紀略』）、また天徳二年（九五八）三月三十日にも火災があった（『大日本史料』）。以下、単に『史料』と略記する。しかし、後者の火災も、法性寺にとってそれほど重大なものではなかったらしいことは、その後の史料から推測されるところであるが、道長の日記『御堂関白記』における当寺の記事は長保六年（寛弘元年。一〇〇四）二月十九日条の修理巡見から始まっている。

そして、これ以後、小野宮実資の日記『小右記』なども併せ見ると、道長のたびたびの当寺参詣と時期的に平行しながら、五大堂造営の経過を次のように知ることができる。

長保六年（寛弘元年、一〇〇四）五月十三日、礼堂作料に国用位記を作らせる。

寛弘二年（一〇〇五）六月三十日、御願堂造作料のことを定める。

同年十二月二十一日、五大堂安置仏を造り始める。

寛弘三年（一〇〇六）七月二十七日、五大堂上棟。

同年八月七日、五大尊を新堂に遷す。

同年十月二十五日、五大尊開眼供養。（ただし、この時の開眼

は五大尊でない可能性もある）

同年十二月二十六日、五大堂供養。（五大尊もこの時同時に開

眼供養が行なわれた可能性もある）

この五大堂の規模も明らかではないが、堂内に安置された五大明王は丈六の大きさで、いま東福寺山内同聚院に現存している不動明王坐像（像高二六五センチ）は、当初の一具像のうちの中尊に相当するとの説が有力である。

さて、右にみた一連の経過から、道長はすでに長保六年には法性寺の堂宇の修理に意を注いでいたことがわかるが、実際に五大尊、五大堂の造立を始めた翌寛弘二年は、ちょうど道長四十歳の年にあっていた。この年六月には前半の半月間病氣のために参内しないこともあったが、十二月には四十の賀を迎え、その直後の造営開始であったことが、まず第一に注意される。

道長の五大堂造営が、恐らく病氣の体験や、一見それとは対照的にみえる賀算があったのと同じ年であることは、後述するような藤原忠平の場合を先蹤としてみるとみられる点からも注目されるし、また道長じしんの、この五大堂へのその後の篤い崇敬の様相とも関連して、まことに興味深いものがある。

すなわち堂供養の翌寛弘四年二月には五大尊法がさっそくに行なわれ(五日結願)、また同五年二月十三日以後、当寺への参詣、ないし修養、修二月、宿泊が『御堂関白記』や『小右記』に散見しているだけでなく、とくに五大堂との関わりが明示されている史実だけでも、以下のように掲げることができる。

寛弘七年(一〇一〇) 閏二月一日、五大堂修二月のため参詣。

長和二年(一〇一三) 八月十四日~二十日、病氣により法性寺内にとどまり、五大尊法を修す。このとき彰子・姪子・倫子・頼通・教通ら道長の子息や妻が立願して五大尊画像を新たに制作、これを五大堂南堂の北廂に懸けた。

同年十二月十六日、五大堂にて十齋仏のうち三体(等身)を供養。

長和四年(一〇一五) 十二月二十六日、太政官が五大堂にて道長五十の賀の法会を修す。

寛仁二年(一〇一八) 閏四月十六日~二十九日、病氣により五大堂参籠。この間に五壇法を修す。

寛仁三年(一〇一九) 正月二十五日、五大堂にて修正月あり。  
寛仁四年(一〇二〇) 七月二十七日、瘧病にかかった関白内大臣頼通と共に五大堂参籠。 同月二十九日より七日間御修法あり。

同年八月二十九日、病氣により五壇法を修せしめるも、病再発により結願延引する。

以上のように、五大堂ないし修五壇法が病氣と賀算とに深く結びついていることが知られる<sup>(12)</sup>。前述した二条相府道兼もしくは三条院

の怨霊が問題になったのは、右のうちの寛仁二年閏四月度のそれであったことも想起される。ついでながら寛仁四年度の頼通の病氣のときにも「御物気等」が問題になったことも指摘しておこう。

そして、右に掲げた最後の修五壇法の直後の寛仁四年十月十五日に道長は新たな五大尊の造像を発願。この像が安置された堂こそ冒頭に述べた法成寺の五大堂なのであり、法性寺五大堂の機能は、ここに法成寺のそれへと継承されていったと考えられる。三体のみ造像された十齋仏に関して、法成寺内にも新たに十齋堂が営まれ、道長の信仰生活に重きをなしていたことも、その点に併せて注目されるであろう。さらに、やや後世の史料ながら、知足院関白藤原忠実の談話を筆録した『中外抄』下巻にも

同月(仁平四年六月―竹居注) 十二日、朝仰云、魔事有ル人ハ奉造五大尊、其腹中ニ大般若ヲ奉籠天奉祈之時、魔事去云々。

法性寺五大堂、法成寺五大堂、如此云々。但此事雖聞、右府入道宗忠之説、未奉故殿仰也。

という記事があり<sup>(13)</sup>、法性・法成両寺の五大堂本尊に、独自の性格が共通して存在していたことを示していることも注意されるのである。

こうして道長造営の法性寺五大堂に、同じ道長の造営になる法成寺のそれにも連続する面があることはまことに注目すべく、なお言えれば法性寺五大堂に参籠経験のある頼通に關しても、後に彼によって造営された宇治の平等院内に五大堂が建立された事実を看過することができない。すなわち現存する阿弥陀堂(鳳凰堂)の盛名のゆえにややもすれば忘れられがちであるが、頼通の晩年期(頼通は承

保元年（一〇七四）、八十三歳で没）の治暦二年（一〇六六）十月十三日に、頼通の息右大臣師実によって五大堂が建立供養をみているのである（『扶桑略記』『百鍊抄』『伊呂波字類抄』）。

以上、道長造営の法性寺、五大堂を拠点に、後の時代に連続する——もとより撰閤家藤原氏を縦糸にした——面をみてきたが、次にはその逆に、前代とのつながりを眺めてみることにしよう。

その際、まず注目すべきは、法性寺における道長の五大堂造営に関連して次のような事情が存した点である。

法性寺座主僧都来云、（中略）法性寺先、朱雀院御堂、未有造華、是則根本御願、無造料之由申左府、被奏下爵、不足猶多、仍加貞信公一門納言以上一國俸料之定、縁海國御捧料官符、若美乃國官符被寄給乎者、答可從定由了。（『小右記』寛弘二年五月十七日条。傍点は竹居）

美乃俸料官符、送法性寺座主院源僧都許、法性寺御願堂礼堂作料也先朱、左府御定、則是彼僧都先日所来、触貞信公一門納言以上國俸料可宛彼造作料者、仍所施入也。（『小右記』寛弘二年六月三十日条）

すなわち右の記事から、法性寺内の朱雀院御願堂造作料として貞信公忠平の一門の納言以上の國俸料の内を以て充てることが定められ、実質は御願堂の礼堂の作料として美濃國俸料の官符を院源（法性寺座主）に送ったことが知られるのである。

朱雀院の「御願堂」については、他に藤原師輔の日記『九曆』の天曆二年（九三九）四月二十三日条に

法性寺 是殿下建立道場也。而上皇天下間去承平年中立御願堂

## 二字為御願寺<sup>16</sup>

とある記事しか知られず、福山敏男氏が言われるように「承平年間にできた朱雀天皇の御願堂に礼堂を付加しようとしたのか、または天徳火災（前述—竹居注）後の復旧工事のことか、よくわからず、詳細は不明である。しかも、道長造営の五大堂本尊の開眼供養が行なわれた寛弘三年十月二十五日と同日に「春宮大夫堂供養」すなわち道長の異母兄道綱の堂の供養が、また寛弘四年十一月十日には内大臣公季（道長の叔父）の堂（『権記』には「三昧堂」<sup>18</sup>）の供養もあり、結局、寛弘三年十月～同四年十二月の一年間余りに三つの堂があいついで供養されたことになるから、その間の事情は一層錯綜した様相を呈する。

しかしながら時期的な関係から推しても、当面の課題である五大堂が、朱雀院の「御願堂」と決して無関係でありえず、むしろ、もっと積極的なつながりを想定する必要があるのではなからうか。ここに囚らずも、前代との連続を考えるべき新たな拠点として、朱雀天皇と藤原忠平（法性寺の創建者）の名がうかんできたわけで、以下、話題は法性寺創建前後にさかのぼってゆく。

### (一) 藤原忠平造営の五大堂

法性寺は、藤原忠平によって創建をみたもので、撰閤家藤原氏の造寺の一例として重要な位置にあると共に、後述するように忠平没後も、歴代の藤原氏一門の人々の厚い崇敬をうけていた点でも、平安中～後期の文化史・思想史上からもっと注意されてしかるべきではなからうか。とは言いながら、しかし法性寺の歴史は、その発端

からして詳しい事情は現存史料の表面にあらわれていないのである。

确实な史料における法性寺の初見は、創建者じしんの日記『貞信公記』延長二年(九二四)二月十日条の

参法性寺、始聴鐘音。家及公卿家人等行小諷誦、九度。<sup>(9)</sup>

であることが従来指摘されており、これに基づいて当寺の創建時期は「延長二年」(西田直二郎氏)、あるいは「その頃、すでに法性寺は造営されていた」(杉山信三氏)と解され、近時では、右掲記事の後の関連記事をも参照して、福山敏男氏が「延長二年当時は造寺の工事がかなりすすみ、なおも進行中であったことがわかる。したがって造寺の開始は、おそくともその前年のことであつたらうし、本堂とその本尊が造られたのは延長元年を降らないものと思われる」と述べておられる。

私も結論的には、福山氏の言われるような延長元年(九二三)法性寺創建説を支持したい。その理由として、従来注意されていない史料である前田家本『西宮記』巻十二、臨時巳、凶事、太子薨事の裏書の

延長元三(中略)廿七、葬法性寺後山、其夕未葬、上野太守親王於宮南殿上、誦哀冊宣命、右大將定方朝臣誦諡策宣命、諡曰文獻彦太子。<sup>(20)</sup>(傍点は竹居)

という記事を提示したい。この記事は、実は醍醐天皇の皇子重明親王の日記『東部王記』の逸文であつて、後の引用にあつたつての測称でなければ、「法性寺」の称は——寺の実態はともかく——確実に延長元年までさかのぼるのである。

これによって私は、法性寺の草創は「延長」への改元が行なわれた閏四月十一日のこと)年と同年のことであり——あえて言に、えば改元そのものと、ある意味で密接にかかわつており——、同時に、右の『東部王記』逸文中の「法性寺後山」に葬られた人物が、文獻彦太子こと皇太子保明親王であつた事実にも注意を促しておきたいと思う。

もう一つ、法性寺草創当初にうかがえる注目すべき史実として、やはり『貞信公記』延長二年六月二十五日条の

等身木像観音可奉造事、云送意師所、

をもあげておきたい。前後関係からみて、この時の造像も法性寺のいずれかの堂のものとみられるが、この中の「意師」とは尊意・贈僧正のことであつてみれば、法性寺の草創に尊意その人も深くかかわつていた可能性も当然想定されてくるのである。

以上、法性寺草創をめぐる注意すべき史実をまず三点あげたが、これらについては改めて後にふれることにして、次に当寺の伽藍の様相をみていくことにしよう。

そこで先述した天徳二年の火災を一つの区切りとして、それ以前の法性寺の伽藍(㉗㉘……)ならびに造像(㉙㉚……)の様相を知るために各種の史料に所見する年代順に要点を列記しておくことにする。

㉙ 等身木造観音(『貞信公記』延長二年六月二十五日条)

㉚ 南門(同右延長二年七月九日条)

㉛ 四菩薩(造像開始。同右同日条)

㉜ 明王(造像開始。同右延長二年九月九日条)

①鐘楼（同右延長二年九月十七日条）

②南堂（新造四菩薩安置。同右延長二年十一月二十八日条）

③五大尊（同右延長三年三月八日条）

④新造堂（供養。『日本紀略』延長三年五月十八日条）

⑤東堂（『貞信公記』延長三年五月三十日条）

⑥新造五大尊（同右延長三年八月十日条）

⑦東堂（同右延長三年十月八日条）

⑧本堂（毗盧遮那像安置。『吏部王記』延長七年九月十七日条）

⑨大門（同右同日条）

⑩札堂（同右同日条）

⑪（朱雀院）御願堂二字（承平年中建立。『九曆』天曆二年四月二十三日条）

⑫多宝塔（金色普賢菩薩像、同六観音像安置。皇太后藤原穩子

△忠平の妹）供養。『貞信公記』及び『日本紀略』天曆八年二月二十七日条、『本朝文集』卷三十四所載同日付法性

寺塔会願文）

⑬积尊木像（『貞信公記』天曆八年四月十五日条）

⑭五大堂（同右天曆八年九月六日条）

⑮僧房一字（焼亡。『日本紀略』天曆元年四月十三日条）

⑯尊勝堂（『吏部王記』天曆三年三月十五日条）

⑰塔（金色普賢菩薩像、同観世音菩薩像安置。勅供養。『扶桑略記』天曆八年二月二十一日条）

以上は、各種の史料の所見のままに列挙したにすぎず、それらから天徳火災以前の法性寺伽藍と安置仏を整然と理解することは容易

ではないが、一見して明らかな点、また従来から指摘されている諸点をみておくことにしよう。

まず⑬は⑯安置のものと同じとみて大過なからう。次に⑭の「新造堂」については、同日の『貞信公記』の記事内容からみて、『日本紀略』の記事の日付に何らかの誤まりがあるものと福山敏男氏は解されているが、杉山信三氏は⑭⑮⑯とみておられる。福山氏も⑭⑮の可能性は考えておられるので、私も、⑭⑮⑯を併せみることによって⑭⑮⑯はまず確実であり、かつ、日付の記載に誤まりがある可能性を認めた上で⑭⑮⑯もなお捨てがたいと考えている。次に⑯は必ずしも独立した建物ではなく、何らかの堂に付属したものとも考えられ、現に福山氏はそれを本堂付属のものとしておられる。さらに⑰と⑱についても福山氏は、その内容の類似から、即断はできないものの同一史実の重出の可能性もあることも指摘しておられる。

こうして、法性寺草創から三十数年間という時期に限ると——とりわけ忠平が天曆三年（九四九）に没するまでの二十数年間においては——『貞信公記』の記載の仕方などを参照するにつけ、私は五大明王を安置した五大堂が相当に重要な位置をしめていたものと考えている。しかもその五大堂は、表面にこそはっきりとは現われていないものの、既述のような法成寺の五大堂、また法性寺中の道長造営の五大堂、さらには平等院内の五大堂とも連続する性格を底流にもつていたものと私は結論づけたのである。この点を以下に説明してゆくことにしよう。

忠平じしんは天曆三年八月十四日に没し、翌十五日には遺体が法

性寺に移され、十八日に同寺の東北の地に埋葬された。そして十月二日には子の師輔によつて忠平のための仏経供養が、また翌々四日には七々日の法事がやはり法性寺にて行なわれている。このように当然ながら忠平と法性寺とは終始密接な関係があったが、『貞信公記』以下の諸史料をひもとくと、忠平の法性寺参詣ないし宿泊は、ほぼ延長二〜四年の間に集中し（あたかも草創当初の伽藍造営工事と平行する）、それ以後は五十歳・六十歳・七十歳の賀算との関係で法性寺が登場する。すなわち

。五十の賀

延長七年二月二十三日（宇多法皇主催）、同三月二十三日（実

頼主催）、同九月十七日（師輔ら子息四人主催）

。六十の賀

天慶二年八月二十日（穩子主催）、同十二月二十五日（師輔主

催）

。七十の賀

天曆三年三月十五日（師尹・師氏主催）、同三月二十七日（貴

子主催）

の通りであり、当時としては長寿に恵まれた忠平その人の節目節目の賀算が法性寺で行なわれてきたことは、——より広い視野からみるならば——忠平がその基礎を實質的に築きあげてきた撰関家藤原氏の繁栄が、いかに法性寺と密接な関係があったかを象徴的に物語るものとも言い換えられよう。この意味では忠平没後も、その子孫一門の有力者と様々な形で法性寺との関わりがみられたことも注意すべく、すでに西田直二郎氏をはじめとする諸先学がそれらの点を

詳述しておられるので、いまは省略にしたがうことにする。

しかしながら、先述した忠平の曾孫道長の場合もそうであったように、忠平の執政時代も（形こそ違え）決して平穩無事ではなかったであり、その最たるものは朱雀天皇の撰政時代におこった、いわゆる承平・天慶の乱であったことは周知の通りである。そしてこのような政治的・社会的不安のうちに見えかくれする形で、彼の周辺にも実は怨霊の恐怖がただよっていたものと考えられる。

事実、法性寺に即してみれば、当寺が定額寺に列せられるのは承平四年（九三四）十月十日（『日本紀略』）、そして天慶三年（九四〇）二月十八日には「東西兵乱」を「降伏」せんがために法性寺で五壇法が修されたとされる点<sup>23</sup>は、そうした当時の状況と法性寺とが決して無関係ではなかったことを示唆しているし、何よりもまた、先に推定したごとく、延長元年という法性寺草創年次にも私は大きな関心をよせざるを得ないのである。

その年延喜二十三年（九三三）の三月二十一日、皇太子保明親王が二十一歳という若さで突然に没した。それより以前、延喜九年（九〇九）四月四日に左大臣藤原時平が三十九歳で没した時には、はるか後世にはともかく、その直後にはたして菅原道真の怨霊のことが取沙汰されたかどうかは現存史料による限りなお曖昧であるが、このたびの保明親王の没時には、これが菅公の怨霊のなすところとみられたのはほぼ確実である。それが証拠に翌四月二十日には道真の本官右大臣を復して正二位を追贈、かつ昌泰四年の左降の宣命が焼却された。そして翌閏四月十一日には延長への改元をみたのである<sup>24</sup>。

このように保明親王の夭折を直接の契機として道眞の怨霊が強く意識された年に、あたかも法性寺が草創をみていることは決して偶然ではなく、むしろ五大堂を重視した寺院として発足すべき積極的な理由は、その意識にこそ根ざしたものとみられるのである。

言うまでもなく保明親王の母は藤原穩子であり、彼女は時平・忠平兄弟にとっては妹にあたる。そして忠平の女が保明親王の妻になっていた。忠平にとっても道眞の怨霊を強く意識せざるを得なかったであろうことは想像にかたくない。先にもみたように、保明親王が「法性寺後山」に埋葬されたのもこれまた偶然ではなかったのである。

さらに菅公の怨霊の登場となれば、後世の北野天神縁起の中に尊意贈僧正が二度にわたって登場し（いわゆる「柘榴天神の段」と「賀茂川洪水の段」）、しかも両段とも尊意の法験が菅公の怨霊にたちまさる内容になっていることが想起される。従来、右の二説話が北野天神縁起の諸段の中では「夾雜の要素」とみなされてきたのに対し、逆に、そのような尊意の立場にこそ菅公怨霊説話形成に果たした尊意その人の役割を解明する鍵があるとされたのは南里みち子氏であった。その点からするならば、先にも指摘したように、忠平の法性寺造営にあたって、尊意が一種のプレインの存在であったとみられることは、この際もつと注目されてよいのではなからうか。もとより忠平と尊意との密接な関係は、これまでにもたびたび指摘されているところであるが、小稿では法性寺の造営を媒介とした両者の関係を強調しておきたいと思う。

こうして再び五大堂の問題にもどるならば、上來縷述してきた

ような五大堂の機能から推して、右の諸点をも勘案してみると、忠平の造営した五大堂にも恐らく同様な機能が期待されていたことは、ほぼ確実と考えられる。すなわち五大堂は——少なくとも撰関家藤原氏ゆかりの寺院におけるそれは——、忠平以来伝統的に怨霊調伏の機能をになっており、同時にこの機能と相即する形で、この建物での修法を通じて延命の利盛が期待されたのであり、さらに延命はそのまま賀算に直結するものでもあった。まさに怨霊調伏と延命とは五大堂を媒介にして表裏一体の関係をなしていたのである。そしてそれは、五大堂（及びそこでの修五壇法）の、一般的性格から言えば、撰関家藤原氏ゆかりのそれに共通する特殊な性格とも言うべきものであった。

もともと、五大明王を本尊とする五大堂は、密教の本格的な流伝以来日本でも造営されるようになったことは言うまでもない。五大明王じたいは早く東寺にその造像をみ（ただし独立した五大堂はなし）、嵯峨の大覚寺にも弘法大師空海ゆかりと伝える五大堂（五覚院）があった（『本朝文粹』巻十一）。同じく神護寺には淳和天皇御願という五大堂があったし（嘉禄二年『神護寺供養願文』、『神護寺略記』、『神護寺承平実録帳』など）、さらに醍醐寺の五大堂も醍醐天皇御願といわれたものであった（『醍醐雜事記』）。こうした造営状況からすれば、本格的な密教寺院ではなく、一私寺（ないし一氏寺）として発足した法性寺に、五大堂が設けられたことの意味は決して小さくはないと言わねばならない。藤原氏氏寺といえ、この際、南都の興福寺にも天曆年中（九四七〜五七）に藤原師輔によって五大堂（五大院）が建立されており（『興福寺流記』）、別史料で

はこれが朱雀院御願とされている（『南都七大寺巡礼記』）ことも想起されるのである。

㊦ 藤原忠平・朱雀天皇と「延命」

ところで、以上に述べてきた点からみれば、保明親王天折を機に改められた新年号が「延長」であったことも、考えてみればまことに象徴的と言えよう。なぜなら法性寺創建者の忠平、また同寺に関わり深い朱雀天皇には、怨霊や「延命」にかかわる仏事が、法性寺という場以外にも少なくないからである。その事実を、併せて見ておくことにしよう。

まず忠平の場合は左記のごとくである（いずれも『貞信公記』）。

- ① 延長三年（九二五）三月五日、天変を撰わんがため、尊意の私堂において修善を始める。また一方延命菩薩像を描き始め、あわせて法性寺において仁王經の読経を始める。
- ② 同年三月十日、「為舍怨霊」に写した四卷仏名經等を講読せしめる。
- ③ 同年三月十七日、延命供。
- ④ 同年九月二日、延命菩薩造像等を立願する。

- ⑤ 延長四年（九二六）八月二十六日、「依告為成崇霊」に、五寺に誦經せしめる。

以上の五点、いずれも延長三〜四年に集中しているが、この時にあたかも法性寺五大尊の造立が進んでいたことは、やはり示唆的である。

次に忠平とも深い関わりがあった朱雀天皇（上皇）の場合はどう

であらうか。先にもふれたように、その実態こそ不明なもの、承平年中には朱雀天皇御願の堂宇が寺域に建立されて、法性寺は御願寺になったことは『九曆』が記しているところであるし、天曆二年（九四八）四月二十三日には法性寺御幸もあった（『日本紀略』）。このように法性寺と関係深い朱雀院にも、次のような興味深い史実が一方で知られる（いずれも『山門堂舎記』、『叡岳要記』上）。

- ⑥ 承平六年（九三六）、尊意をして比叡山に延命院（延命像、梵天帝釈四天王像各一体安置）を造作せしめる。天慶元年（九三八）完成。

- ⑦ 天慶年中（九三八〜四七）、比叡山に新延命院（普賢延命菩薩像、梵天帝釈四天王像安置）を建てる。

そして、天曆元年（九四七）三月十七日に太皇太后穩子（保明親王、また朱雀院の母）が朱雀院柏梁殿に修した法華八講会の願文（『本朝文料』卷十三所載）のうちにも、「天台山」及び「法性寺」における多数の造仏が述べられた上で、八講会開催の主旨として「天神地祇、増威光、以隨喜、寃靈邪鬼、銷怨氣、以婦真」と開陳されていることも参看されよう。このように、忠平及び朱雀院には強く怨霊ならびに「延命」が意識されていたことを改めて知りうることは小稿の主旨からも注意しておきたいと思う。

### 三 藤原忠平と道真の怨霊

上來みてきたように、朱雀天皇（上皇）の時代は、藤原忠平が摂政ないし関白として実質的に政権を把握し、かつ宗教界では件の尊意が深く結びついてその政権を支えていたのであった。そして、

これら三位一体とも言うべき関係の中心に法性寺が位置していたのではなからうか。

撰関家藤原氏の立場から言えば、その基礎は忠平の時代にゆるぎないものとなったが、その一方、忠平らは様々の出来事を通して、道真の怨霊の幻影を感じとっていたと思われる。私には忠平らが怨霊思想をたくみに利用して政權確立につとめた、という見方には必ずしも賛成しえないが、しかし、少なくとも結果においては、忠平らは怨霊におびえつつも、それを乗りきっていったということは確言できよう。忠平の賀算が五十歳、六十歳、七十歳と次々に法性寺において行なわれたことはその象徴であり、そのたびごとに法性寺（ことに五大堂）の威力が忠平の心中に強く銘記されていたに違いないと思われる。

そして、この点からすれば、道真の怨霊を強く意識させたもう一つの事件、すなわち延長八年（九三〇）六月二十六日の清涼殿落雷の際に、忠平じしんは現場に居合わせたにもかかわらず無事であったことの意味はまことに大きいと言わねばならない。現代の私達には、それは偶然的作用としか思われぬが、忠平じしんは後年にその出来事をふりかえって次のように述べたという。

真信公語云、延長八年六月廿六日、霹靂清涼殿之時、侍臣失色。吾心中、帰依三宝、殊、無所懼。大納言清貫、右中弁希世、尋常不敬仏法。此兩人已当其妖。<sup>28</sup>

忠平の「心中帰依三宝」の具体的な内容を正雄に把握することは、もはや困難であるが、これまでの所論よりみて、私は法性寺（ことに五大堂）への帰依こそ、その中心的位置を占めていたと判断して

大過ないと思うのである。

やや後のものであるが、『天満宮託宣記』中の正暦三年（九九二）十二月四日の託宣のうちにも、次のような興味深い一節がある。

我か西行乃時爾、故貞信公、右大弁爾天、深々我か遠行を歎天、更爾兄乃大臣乃謀計爾不同木、遞爾消息狀ヲ通天、專無隔心木、彼卿と我と遂愍戀を結ヒ木。彼家乃子孫ハ、撰政不断天、多久朝家爾満たり。<sup>29</sup>

数ある託宣の中で、この度のそれは天神道真と忠平との関係が初めて述べられ、しかも天神が忠平の子孫である当時の撰関家を守護していることを初めて表明したのも、この度であるが、私に言わせれば、それは決して忠平が道真の怨霊をはじめから恐れなかったことを意味するのではなく、恐れつつも（あるいは、少なくとも意識しつつも）、結果的には長寿を保って、これを克服しえたことの後世的表現であった。あえていうなら、これこそ天神道真をめぐる「新たな神話」だったとみることができよう。

以上、いわゆる倒叙という方法をとったためもあって、きわめて晦渋、かつ錯綜した叙述に終始してしまつた。実は、小稿の大半を書き上げたところに、たまたまひもといた宮井義雄氏の御高著『神祇信仰の展開と日本浄土教の基調』第二卷（昭和五十三年）<sup>30</sup>の中に、私がこれまでに述べてきた事柄と同じ趣旨が簡潔ながらすでに記されていたことを告白しなければならぬ。その箇所を一読して、私は半ばは落胆し、半ばは意を強くしたというのが偽らざる気持であるが、宮井氏のその記述は必ずしも論証が充分ではなく、前後の記述などからみても、やや唐突の感を免れない気もしないわけではない。小稿は、はなはだ心もとない内容ながら、一步なりともその

論証を進めえたのではないかと愚考し、かつは、若干宮井氏とは異なる論点もないではないと思ひ、あえて公表させていただくこととしたが、末尾ながら宮井氏の御所論を次に抜粋させていただき、これをもって小稿のしめくりりに代えさせていただきます。思う次第である。

五大堂は怨霊に対処するための施設であった。五大堂の中心は不動明王である。道長の法成寺金堂供養願文に、法成寺五大堂の建立を「家門に怨を成す怨霊を降さんが為」とのべている。法性寺の五大堂もおなじ目的によって建立されたのであろう。忠平の栄華は承和の変による橘氏の排斥、時平一味の策謀による道真の配流などの犠牲によってひらかれたものである。ことに道真の怨霊に対する恐怖は大きかった。(中略) 忠平は道真配流の詔書を廃棄して本官右大臣に復し、ついで左大臣を追贈する処置をとった。真信公記抄には、法性寺に五大尊を造立せる延長三年(九二五)三月の条に、「(中略)」同四年(九二六)八月の条に、「(中略)」と怨霊をおそれる記事が見出される。忠平の栄華は五大堂を必要とした。真信公記抄・御堂関白記・小右記などには物忌の記事が多く、物怪をおそれたことは良房以来の顕著な傾向として特筆に値する。藤原氏の氏人は怨霊を折伏する仏として五大明王を信仰し、五大堂を建立して怨霊の恐怖に対処した。

## 注

(1) 主なものは以下の通り。肥後和男「法成寺」(同著『日本

文化』所収、初出は昭和六年)、家永三郎「法成寺の創建」(同著『上代仏教思想史研究―新訂版―』所収、初出は昭和十五年)、鶴銅峯生「法成寺抄」(『史迹と美術』第二十七号、昭和二十七年)、村山修一著『平安京』(昭和三十二年)、速日出典「法成寺伽藍とその性格」(『文化史研究』第八号、昭和三十三年)、同「平安朝貴族の信仰形態―藤原道長の場合―」(同著『長谷寺史の研究』所収、初出は昭和四十五年)、杉山信三著『藤原氏の氏寺とその院家』(昭和四十五年)、藤本佳男「撰関貴族と浄土教―藤原道長における宗教的主体の成立をめぐる―」(二葉憲香編『国家と仏教』所収、昭和五十四年)。

(2) 『望月仏教大辞典』第二卷、『国史大辞典』第五卷の「五大堂」による。

(3) 『諸寺供養類記』所載藤原広業作「願文」。『大日本史料』第二編之十七、治安元年七月十五日条による。

(4) 卷十八、たまのうてな。日本古典文学大系による。

(5) 注(3)の「願文」。また群書類従所収「法成寺金堂供養記」、『扶桑略記』治安二年七月十四日条参照。ただし『扶桑略記』一本には「怨霊」が「死霊」とある(新訂増補国史大系による)。

(6) 速水侑著『平安貴族社会と仏教』(昭和五十年)第一章第三節参照。

(7) 『長秋記』保延元年正月十四日条。増補史料大成本による。なお速水侑、前掲書参照。

- (8) 『扶桑略記』承暦元年十二月十八日条。また『諸寺供養類記』。
- (9) 『小右記』寛仁二年閏四月二十日条。大日本古記録による。
- (10) 『密教大辞典』及び『密教辞典』の「五壇法」の項。
- (11) 以下、法性寺については西田直二郎「藤原忠平の法性寺及び道長の五大堂」(同著『京都市蹟の研究』所収、初出は昭和三年)、杉山信三、前掲書、福山敏男「法性寺の位置について」(同著『寺院建築の研究』下巻所収、初出は昭和五十年)、及び佐々木令信「平安時代寺名索引」(『大谷大学研究年報』第三八集、昭和六十一年)に多大の恩恵を蒙った。以下の行論では、一々の参照箇所は必ずしも記さないが、この場を借りて厚く御礼申し上げる。
- (12) 五大堂の明記こそないものの、病気による法性寺参詣の例は、他に長和元年六月十日、寛仁三年正月十日がある。
- (13) 『左経記』寛仁四年八月六日条。増補史料大成による。
- (14) 拙稿「日本古代六道絵史論序説」(『文化学年報』第二七輯、昭和五十三年)。
- (15) 宮田裕行編『校本「中外抄」・「冨家語」とその研究』(昭和五十七年)による。
- (16) 大日本古記録による。
- (17) 『御堂関白記』。大日本古記録による。
- (18) 『権記』同日条。増補史料大成による。
- (19) 大日本古記録による。
- (20) 『史料』第一編之五による。
- (21) 史料集『吏部王記』参照。
- (22) なお政治上の忠平政権の位置づけについては黒板伸夫「藤原忠平政権に対する一考察」(古代学協会編『延喜天曆時代の研究』所収、昭和四十四年)、橋本義彦「貴族政権の政治構造」(同著『平安貴族』所収、初出は昭和五十一年)、佐藤宗諱「藤原忠平政権の形成―延喜十四年新制を中心に―」(同著『平安前期政治史序説』所収、昭和五十二年)など参照。
- (23) 『阿婆縛抄』卷一九。大正新修大藏経図像部による。
- (24) 笠井昌昭著『天神縁起の歴史』(昭和四十八年)第二章参照。
- (25) 南里みち子「菅公怨霊説話成立の背景」(『国語と国文学』第六二巻第七号、昭和六十年)。
- (26) ちなみに、この怨霊と仏名経との関係は、その末尾近くに忠平や朱雀院の名が登場する『道賢上人冥途記』の内容にも通うものがあり、まことに興味深いものがある。
- (27) 国書刊行会本『正統本朝文粹』による。傍点は竹居。
- (28) 『九条右丞相遺誠』。日本思想大系による。傍点は竹居。
- (29) 『史料』第二編之一による。
- (30) 並木和子「撰関家と天神信仰」(『中央史学』第五号、昭和五十七年)。
- (31) 同書第二篇第三章の三。なお宮井氏は、法性寺の伽藍に關しては東堂と五大堂とを別のものとし、かつ東堂を(他の寺院の例から推して)薬師堂と解しておられる。

(同志社大学・助教)